

海外におけるサイクルルートの認定制度について



海外におけるサイクルルートの認定制度



- 海外のサイクルルートの認定制度としては、認定によるもののほか、政府機関が設定するものなどが存在。
- 認定の主体などは各国・地域により異なり、行政の関与も様々。
- 認定基準は各国の状況により異なるが、延長・ルートの構成要件（観光地・交通アクセス）・地域との関係性等が主に示されている。

海外における主なサイクルルート認定制度

国・地域	名称	ルート数・延長	認定主体	認定主体の分類	制度創設年
欧州(EU)	EuroVelo	14ルート 約70,000km	欧州サイクリスト連盟(ECF)	団体(民間)	2007年
ドイツ	D-Netz	12ルート 約11,700km	連邦政府・ドイツ自転車連盟・ドイツ観光協会	政府・団体(民間)	2002年
オランダ	LF-routes	約20ルート 約6,000km	オランダレクリエーションサイクリング協会	団体(民間)	1987年
フランス	Véloroutes-Voies Vertes(VVV)	約7,000km	サイクルウェイアンドグリーンウェイ促進のためのフランス協会(AF3V)	団体 (政府及び民間から構成)	1998年
スイス	Nationale Velorouten	9ルート 約3,200km	スイスモビリティ財団	団体 (政府及び民間から構成)	調査中
台湾	環島	基幹1ルート990km	台湾交通部運輸研究所 (認定ではなく政府機関で設定)	政府機関	2015年

海外におけるサイクルートの認定制度



■Euro Velo 【欧州 EU】

主な認定要件

- ・2カ国以上を通過するルート(原則EU域内)
- ・延長1,000km以上
- ・わかりやすく、国際的に認識し得る名称と区間であること
- ・Euro Veloとしての実施計画(事業計画)が存在すること(サービスレベル・目標水準に対する計画)
- ・各国・各地域の規制に従った標識が付され、標識が両方向に途切れず設置されていること
- ・標識は、UNECEおよびECFの標識マニュアルに則し、EuroVeloの規定標識が付記されていること

認定者

欧州サイクリスト連盟(ECF)

EuroVelo, the European cycle route network



凡例

- Eurovelo1
- Eurovelo2
- Eurovelo3
- Eurovelo4
- Eurovelo5
- Eurovelo6
- Eurovelo7
- Eurovelo8
- Eurovelo9
- Eurovelo10
- Eurovelo11
- Eurovelo12
- Eurovelo13
- Eurovelo15

資料: 欧州サイクリスト連盟(ECF)

ハード施策の例



自転車通行空間の整備
(ドイツ・ベルリン近郊 EuroVelo2)



店舗前に設置された駐輪施設
(ドイツ・ポツダム EuroVelo2)

ソフト施策の例



案内標識(フランス)



案内標識
写真: Flickr・Wikimedia

海外におけるサイクルートの認定制度



■D-Netz【ドイツ】

主な認定要件

- ・交通量の多い道路から分離されていること。
- ・家族連れにやさしく、子供も容易に自転車で通行できること。
- ・並走、対面走行できる十分な幅員があること。
- ・全区間にわたり通行が可能であること。
- ・魅力的な景観の地域を通過すること。
- ・自転車運搬を可能にするため、公共交通機関への接続を確保すること。

認定者

連邦政府・ドイツ自転車連盟・ドイツ観光協会



ハード施策の例



自転車通行空間の整備
(ベルリン近郊 EuroVelo2・D-Netz13)

ソフト施策の例



案内標識(ベルリン市内)



案内看板(ベルリン市内)

凡例

- D-Netzルートのロゴ
- D-Netz(ドイツ・ナショナルルート)
- EuroVeloルート

資料:ドイツ政府全国サイクリング計画2002-2012(Federal Ministry of Transport, Building and Housing , National Cycling Plan 2002-2012)

海外におけるサイクルートの認定制度



■LF-routes 【オランダ】

主な認定要件

- ・既存のインフラを活用すること
- ・観光地や田園地域と市中心部を結んでいること
- ・ルート間をネットワークとして合理的に接続すること
- ・地域の自転車ルートと接続したもの
- ・国際的な自転車ルートと接続したもの
- ・景観を楽しめること
- ・多くの名所等(ミュージアム、名所旧跡、レストラン、宿泊施設)を通ること

認定者

オランダレクリエーションサイクリング協会



資料:Nederland FIETSLANDデータを元に
国土交通省で作成(Openstreetmap使用)

ハード施策の例



写真:Nederland FIETSLAND HP

自転車通行空間の整備

ソフト施策の例



案内標識
(ユトレヒト市内)

(参考)



写真:Nederland FIETSLAND HP

サイクリスト支援施設

オランダレクリエーションサイクリング協会が発行するサイクリスト支援施設の品質ラベル。官民連携により施設改善等を図る財団である「自転車プラットフォーム」が認定する。

新たな整備を含め各施設側の申請を認定する仕組み。
LF-routes 沿いを中心に整備されている。

海外におけるサイクルートの認定制度



■ Véloroutes-Voies Vertes(VVV) 【フランス】

主な認定要件

- ・交差、追越、維持管理や緊急車両の通行が可能のように、最低3～5m(例外的に2.5m)の幅員を確保されていること
- ・エンジン車両の侵入を阻止するボラードなどがあること
- ・最大勾配が3%であること(山岳地や障害物が存在する時、短距離で超えることは可能)
- ・路肩は0.5m以上確保されていること
- ・水路沿いルートは安全距離を確保するかガードレールを設置するなど安全対策が図られていること
- ・雨天でも安全に走行できるよう舗装されていること
- ・交通量の多い道路網との交差に配慮したものであること
- ・「グリーンウェイ」については地域に見合った景観整備を行うものであること。

認定者

サイクルウェイアンドグリーンウェイ促進のためのフランス協会(AF3V)



凡例

- EuroVelo
 - EuroVelo16計画構想ルート
 - その他の国内ルート(VVV)
- (ルート別の色分け)

資料: Schéma National des Véloroutes et Voies Vertes : SN3V(※)
 SN3Vは広域サイクルルートに関する計画(AF3V)

ハード施策の例



写真: wikimedia Véronique PAGNIER

自転車通行空間の整備(左:パリ市内 右:郊外部)

ソフト施策の例



写真: ※

ガイドツアー



写真: ※

自転車修理・レンタサイクルスポット

※: センター・デ・ロワール地域評議会自転車観光公式HP「La Loire a velo」

海外におけるサイクルルートへの認定制度



■ Nationale Velorouten 【スイス】

主な認定要件

認定者

- ・延長250km以上
- ・重要な景勝地を通過するルートであること
- ・ルートが連続していること
- ・どちらの方向にも安全で快適な通行が可能であること
- ・なるべく自動車やオートバイが入ってこない構造となっていること
- ・(沿線の地域に)自転車整備が可能な整備士が多いうこと
- ・(風致地区を除き)なるべく舗装されていること
- ・法律に基づく正規の信号機が設置されていること

スイスモビリティ財団



資料: ヴェロランドスイスハンドブック
(Stiftung Veloland Schweiz, Veloland Schweiz Handbuch)

ハード施策の例



写真: Wikimedia



自転車通行空間の整備

ソフト施策の例



案内標識(チューリッヒ)

海外におけるサイクルートの認定制度



■環島【台湾】

<p>主な設定の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾を一周する自転車ルートとして、交通部と教育部体育局(日本のスポーツ庁に相当)、内政部建設局、各地方政府(自治体)により検討したうえで交通部運輸研究所が設定。 ・なお、安全上の理由から一部区間においては鉄道利用(迂回)を推奨するなど、自転車の安全な通行を前提としている。
<p>設定者</p>	<p>台湾交通部運輸研究所</p>



色分けは区間を示す。
※走行区間のモデル日程を設定し、モデル日程1日の走行区間ごとに色分け。

出典:台湾交通部運輸研究所資料に加筆

ハード施策の例



自転車通行空間の整備(左:懇丁地区 右:屏東付近)

ソフト施策の例



標識・表示整備

(左:高雄市内 中:台北市内 右:懇丁地区(地域ルート))

駅に設置された
サイクルステーション
(工具・空気入れなど)